

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	多気町
作成 第 回変更	令和 6年 月 日 令和 年 月 日

多気町鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル
計画期間	令和 6 年度 ～ 令和 8 年度
対象地域	多気町

- ※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する
- ※ 計画期間は3年程度とする
- ※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (令和 4 年度)

①農業被害の現状				
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	160	5,880	1,966	☒ 稲 ☒ 麦類 ☒ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☐ 野菜 ☐ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()
イノシシ	1,054	34,306	7,104	☒ 稲 ☒ 麦類 ☒ 豆類 ☐ 雑穀 ☒ 果樹 ☐ 飼料作物 ☒ 野菜 ☒ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()
ニホンザル	33	2,263	477	☒ 稲 ☒ 麦類 ☒ 豆類 ☐ 雑穀 ☐ 果樹 ☐ 飼料作物 ☐ 野菜 ☒ いも類 ☐ 工芸作物 ☐ その他()

②林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	スギ・ヒノキ(人)	1,275	6,000

③水産業被害の現状(カワウ)		備 考
被害量(kg)	被害金額(千円)	水産業被害は櫛田川河川、宮川漁業協同組合の管轄流域について記載
2,700	8,100	

- ※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	中山間部や山林に接している地区で出没がみられる。主な被害としては田植え後の稲が食害されており、侵入防止柵を設置していない地区での被害が多くでている。また、山林ではスギ、ヒノキなどの食害がある。
イノシシ	中山間部や山林に接している地区に出没がみられる。春よりたけのこ、水稻、いも類、野菜、果樹などの収穫時期に大きな被害があり、通年で被害がでている。今までになかった場所に被害がでており被害が拡大しつつある。また、田んぼの畔を荒らすなどの農地自体への被害もみられる。
ニホンザル	多気町内にはサルの群れが3群(A、B、C)存在し、各群れによって被害地区が異なり、山林を移動しているため山裾の集落で出没がみられる。被害については、収穫時期の野菜や果樹などの被害がみられる。また、民家まで出没することもあり、建物への被害もみられる。

- ※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標（令和 8 年度）

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	152	5,586	1,868
イノシシ	1,001	32,591	6,749
ニホンザル	31	2,150	453

豚熱の影響前の令和2年度を基準とした

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	スギ、ヒノキ	1,212	5,700

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)
2,565	5,700

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	実施隊や猟友会と連携して被害がでている農地を中心に捕獲を進める。農家の方には獣害についての啓発活動を実施することで耕作地に電柵を設置するなど個人的な対策を推進する。また、狩猟免許取得を普及することで被害軽減を図る。
イノシシ	実施隊や猟友会と連携して被害がでている農地を中心に捕獲を進める。農家の方には獣害についての啓発活動を実施することで耕作地に電柵を設置するなど個人的な対策を推進する。また、狩猟免許取得を普及することで被害軽減を図る。
ニホンザル	実施隊や猟友会と協力しICT機器を活用した大型捕獲檻による個体数調整を実施することで群れを管理する。また、集落などの追い払い活動体制を構築し、サルの出没に対して即時の対策がとれるように取り組むことで被害軽減を図る。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種 類	対策の有無	種 類	対策の有無	種 類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置	○	追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	○
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	○
その他()					

※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名 称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊(対象鳥獣捕獲員)	平成23年4月1日	1	7	週に約2回半日獣害パトロールに出勤。被害調査、捕獲活動等を実施している。
市町捕獲隊	年 月 日			
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	年 月 日			
集落捕獲隊	年 月 日			
その他捕獲隊	年 月 日			
課 題	実施隊では町全体の獣害には対応できないため、個人的・集落ぐるみでの獣害対策に取り組むかが課題となっている。			

- ※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)		くくりわな	10	大型捕獲檻(ニホンザル)	2
捕獲檻(イノシシ)	2	ドロップネット		ICT機器(ホカクラウド)	2
捕獲檻(兼用)		囲いわな(兼用)		ICT機器()	
捕獲檻(ニホンザル)		囲いわな(ニホンザル)		その他()	
小動物用捕獲檻	19	大型捕獲檻(兼用)		その他()	
課 題					

- ※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課 題
WM柵	16,538	猟友会と連携して設置済みの侵入防止柵を利用した捕獲活動を積極的に実施すること。
金網柵	79,558	
電気柵		
複合柵(WM柵＋電気柵)		
複合柵(金網柵＋電気柵)		
その他()		

- ※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する
- ※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する
- ※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m ²)	課 題
32,200	集落の高齢化により維持管理が不十分なところが見受けられる。

- ※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する
- ※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
集落で追い払い組織を結成し、サルを目撃情報をもとに追い払い活動を実施している。しかし、課題として追い払い活動への意欲向上をいかに図るかが課題となっている。

⑦放任果樹の除去の実施と課題
放任果樹の除去については研修会などで周知する。

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
各集落に対して獣害研修会を開催し、鳥獣の特性や集落における対策を周知している。課題として、集落ぐるみの取り組みにつながりづらい。

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課 題
4	集落や農家・非農家により獣害に対する意識の違いがある。

- ※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査（単位：群）			
電波発信機装着数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2	2	0

※ 直近3カ年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和4年度)	
群名	推定生息頭数
勢和A	50
勢和B	62
勢和C	10

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪その他被害防止対策の活動実績と課題
狩猟免許取得費の一部を助成し、狩猟免許所持者の確保に取り組んでいる。

(5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種 類	対策の有無	優先順位	種 類	対策の有無	優先順位	種 類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	6	捕獲機材の導入			侵入防止柵の設置	○	4
緩衝帯の設置			追い上げ(追い払い)活動	○	3	放任果樹の除去	○	7
被害防止技術・知識の普及	○	2	集落ぐるみの取組の推進	○	1	ニホンザルの遊動域調査	○	5
その他()								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3・・・)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
(1)対象鳥獣の捕獲体制 (令和 4 年度)

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	市町職員	住民からの被害報告や目撃情報のとりまとめ	
	民間隊員	被害状況の確認、捕獲罠の設置・管理・捕獲、サルの行動域調査	
民間団体	猟友会	委託の有無	有害捕獲
		○	
		委託の有無	
その他		委託の有無	

- ※ 捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する
- ※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。
- ※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2)その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	狩猟免許取得費の一部を助成し、狩猟免許所持者の拡大を推進する。
7	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	狩猟免許取得費の一部を助成し、狩猟免許所持者の拡大を推進する。
8	ニホンジカ イノシシ ニホンザル	狩猟免許取得費の一部を助成し、狩猟免許所持者の拡大を推進する。

- ※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する
- ※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること
- ※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

(3)対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名 称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画		令和 年 月 日	
特定外来生物防除実施計画		令和 年 月 日	
捕獲促進プラン		令和 年 月 日	

- ※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する
- ※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、過去3年間の捕獲実績に基づいて、被害防止のための捕獲計画数を設定している。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)			
対象鳥獣	捕獲計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	200	200	200
イノシシ	200	200	200
ニホンザル	30	30	30

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	30	30	30

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)							
対象鳥獣の捕獲頭数		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	150	160	150	194	150	259
	狩猟		140		260		225
イノシシ	有害	200	190	200	94	200	182
	狩猟		113		65		122
ニホンザル	有害	50	10	50	31	50	9
	個体数調整		0		0		0
	狩猟	—	—	—	—	—	—
	有害						
	狩猟	—		—		—	
	有害						
	狩猟	—		—		—	
	有害						
	狩猟	—		—		—	
合 計	有害	400	360	400	319	400	450
	狩猟	—	253	—	325	—	347
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	106.7%		129.3%		172.7%	
	イノシシ	95.0%		47.0%		91.0%	
	ニホンザル	20.0%		62.0%		18.0%	

- ※ 1.の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する
- ※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること
- ※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	長谷、神坂、前村、平谷、五桂、仁田、油夫、四神田、野中、成川、相鹿瀬、井内林、佐伯中、鋤形、牧、丹生、色太、土屋、車川、古江、下出江、上出江、朝柄、片野、波多瀬
捕獲予定時期	4月～10月
捕獲の取組内容	猟友会による有害捕獲

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性		捕獲手段	
捕獲予定時期		捕獲予定場所	

- ※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ・イノシシ	WM柵	WM柵	WM柵

- ※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する
- ※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容

- ※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する
- ※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

緊急時における関係機関等の役割と連絡体制	
緊急時連絡体系図	
<pre>graph LR; A[多気町] --> B[各関係機関への連絡]; B --> C[松阪農林事務所 森林保全2課 TEL 0598-50-0567]; B --> D[松阪警察署 TEL 0598-53-0110]; B --> E[多気町猟友会]; C --- F[捕獲に関する助言]; D --- G[住民の安全確保]; E --- H[捕獲の実施(緊急時も含む)];</pre>	
※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する	
※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する	
※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する	
※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する	

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	多気町鳥獣害防止総合対策協議会	設置年月日	平成21年4月14日設置
構成機関の名称	役 割		
多気町	協議会の事務運営、各機関の連絡調整		
多気町議会			
多気町農業委員会	各地区の農作物の被害状況の把握、意見の集約		
宮川森林組合	各地区の特用林産物の被害状況の把握、意見の集約		
多気町猟友会	有害鳥獣に対する専門知識の情報提供と有害捕獲		
鳥獣保護管理員・三重県支援環境保全指導員	有害鳥獣に対する専門知識の情報提供と有害捕獲		
多気町獣害対策実施隊	有害鳥獣に対する専門知識の情報提供と有害捕獲		
多気郡農業協同組合	各地区の農作物の被害状況の把握、情報提供		
自治会	各地区の農作物の被害状況の把握		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2)関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役 割
三重県中央農業改良普及センター	オブザーバー
三重県松阪地域農業改良普及センター	オブザーバー
三重県松阪農林事務所	オブザーバー

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する
- ※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項（令和 5 年度）

設置年月日	平成23年4月1日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数 銃猟免許 罾猟免許 網猟免許			うち猟友会員	備考
市町職員	3		1			
民間隊員	4	4	4		4	
計	7	4	5		4	
うち対象鳥獣捕獲員	4	4	4		4	
活動内容	☒ 捕獲活動 ☒ 追い払い ☐ 侵入防止柵の設置 ☐ 緩衝帯の設置 ☐ 任果樹・農作物残渣の除去 ☒ 生息調査・被害調査 ☐ 技術指導 ☐ 広報・啓発 ☐ その他()					
活動方針	☒ 捕獲活動 ☒ 追い払い ☐ 侵入防止柵の設置 ☐ 緩衝帯の設置 ☐ 任果樹・農作物残渣の除去 ☒ 生息調査・被害調査 ☐ 技術指導 ☐ 広報・啓発 ☐ その他()					

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	☒ 埋設処理 ☐ 焼却処理 ☐ 学術研究利用 ☐ 利活用(ジビエ等) ☐ その他()			
焼却等施設の状況	施 設 名	所 在 地	処理能力(L/日)	
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施 設 名	所 在 地	食品衛生法準拠の有無	
処理加工施設の整備計画	計画の有無	施設の種類	整備予定年度	令和 年度
課 題				

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全性確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

町内には捕獲した鳥獣を処理する施設が整備されていない。

- ※ 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や、利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制等について記載してください

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- ※ その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する